

中国・コンピュータソフトウェア著作権登録規則 2002/02

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いません。

コンピュータソフトウェア著作権登録規則

第一章 総則

- 第一条 コンピュータソフトウェア保護条例（以下、「条例」と称する）を遂行するためにこの規則を制定する。
- 第二条 我が国のソフトウェア産業の発展を促進し、我が国の情報産業の創造能力と競争力を強めるため、国家著作権行政管理部門は、ソフトウェア登録を奨励するとともに、登録に係るソフトウェアを重点的に保護する。
- 第三条 本規則は、ソフトウェア著作権登録、ソフトウェア著作権専有許可契約、及び譲渡契約の登録に関して適用される。
- 第四条 ソフトウェア著作権登記の申請人は、そのソフトウェアの著作権者、又は、相続、譲渡又は承継を通じて著作権を取得した自然人、法人あるいはその他の組織でなければならない。ソフトウェア著作権契約登録の申請人は、ソフトウェア著作権専有許可契約あるいは譲渡契約の当事者でなければならない。
- 第五条 申請人、申請人のうちの外国人及び無国籍者について、本規則は適用される。
- 第六条 国家版權局は、全国のソフトウェア著作権の登録管理業務を主管する。国家版權局は、中国版權保護センターをソフトウェア登録機構として認定する。国家版權局の許可を得た上で、中国版權保護センターは地方にソフトウェア登記事務機構を設立することができる。

第二章 登録申請

- 第七条 登録申請に係るソフトウェアは、独立して開発されたもの、あるいは、原作者の許可を受けて原ソフトウェアに対する修正により形成され機能・性能面で重要な改良のあるものでなければならない。
- 第八条 共同開発のソフトウェアを著作権登録する場合、全著作権者によって協議し、代表となる一名の著作権者を定めることができる。著作権者の協議が不一致である場合、他の著作権者に損害を与えないことを前提に、いかなる著作権者も、単独で登録を申請できる。ただし、他の著作権者を明記しなければならない。
- 第九条 ソフトウェア著作権登録を申請する場合、以下の資料を中国版權保護センターに提出しなければならない。
- (一) 必要事項を記入したソフトウェア著作権登録申請表
 - (二) ソフトウェアの識別資料
 - (三) 関連する証明文書
- 第十条 ソフトウェアの識別資料は、プログラムと保存書類の識別資料を含む。プログラムと保存書類の識別資料は、プログラムソース及び何らかの保存書類に基づき、それぞれ前後に連続して30ページで構成しなければならない。プログラムと保存書類の全体が60ページにならない場合、プログラムソースと保存書類の全体を提出しなければならない。特定の事情を除き、プログラムはページごとに50行以上とし、保存書類はページごとに30行以上とする。
- 第十一条 ソフトウェア著作権登録を申請する場合、以下の主要な証明文書を提出しなければ

中国・コンピュータソフトウェア著作権登録規則 2002/02

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いません。

ならない。

- (一) 自然人、法人あるいはその他の組織の身分証明
- (二) 著作権帰属についての契約またはプロジェクト任務書がある場合には、契約またはプロジェクト任務書を提出しなければならない。
- (三) 原ソフトウェア著作権者の許可を経て原ソフトウェアに基づき開発したソフトウェアについては、原著作者の許可証明を提出しなければならない。
- (四) 権利相続人、譲受人あるいは承継人は、権利の相続、譲受あるいは承継の証明を提出する。

第十二条 ソフトウェア著作権登録を申請する場合、識別資料の例外的な寄託について以下の方法の1つを選択することができる。

- (一) プログラムソースの前後連続した30ページにつき、その中で、機密部分を黒い幅広な斜線で覆う。ただし、覆う部分は、寄託するプログラムソースの50%を超えてはならない。
- (二) 前10ページを連続したプログラムソースとし、任意の部分の連続した50ページのプログラムソースを付け加える。
- (三) 前後連続30ページのオブジェクトプログラムに、任意の部分の連続した20ページのプログラムソースを付け加える。

保存書類の例外的な寄託は、前項の規定の処理を参照のこと。

第十三条 ソフトウェア著作権の登録の際、申請人は、プログラムソース、保存書類あるいは見本を密封して保存しておくことを申請することができる。申請者あるいは司法機関を除き、いかなる人も開封することはできない。

第十四条 ソフトウェア著作権譲渡契約あるいは専有許可契約の当事者は、中国著作権保護センターに対して、契約登録を申請することができる。契約登録を申請する際、以下の資料を提出しなければならない。

- (一) 必要事項を記入した契約登録表
- (二) 契約のコピー
- (三) 申請人の身分証明

第十五条 申請人は、登記申請が承認される前であれば何時でも、申請の取り下げを請求することができる。

第十六条 ソフトウェア著作権登録人あるいは契約登録人は、既に登録された事項の変更あるいは補充を行うことができる。登記の変更あるいは補充の申請の際、申請人は、以下の資料を提出しなければならない。

- (一) 必要事項を記入した変更あるいは補充申請表
- (二) 登録証書あるいは証明のコピー
- (三) 変更あるいは補充に関連する資料

第十七条 登録申請には、中国著作権保護センターの制定する統一記入用紙を使用し、申請人により捺印(署名)されなければならない。申請用紙には、中国語で記入しなければならない。提出する各種証明書と証明書類が外国語のものである場合には、中国語の翻訳文を付さなければならない。登録申請に係る文書には、国際標準A4型297mm x 210mm(縦x横)の用紙を使用しなければならない。

中国・コンピュータソフトウェア著作権登録規則 2002/02

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いませんー

第十八条 申請書類は、直接の手渡しまたは書留郵便で提出することができる。申請人は、関連する申請書類を提出する際、申請人、及びソフトウェアの名称を明記しなければならない。受理番号あるいは登録番号がある場合には、受理番号あるいは登録番号を明記しなければならない。

第三章 審査と承認

第十九条 本規則第九条及び第十四条に示す申請については、本規則第二章の規定に符合する資料を受け取った日をもって受理日とし、書面にて申請人に通知する。

第二十条 中国著作権保護センターは、受理日から60日以内に、受理した申請の審査を完了しなければならない。「条例」と本規則の規定に符合する申請については、登録をし、それに応じた登録証書を交付し、公告をしなければならない。

第二十一条 下記の事情のうちの1つを有する場合、登録はされず、書面にて申請人に通知される。

- (一) 用紙へ記入内容が不完全か規則に合わず、かつ、指定期間内に補正を行わない場合
- (二) 提出した識別資料が「条例」の規定するソフトウェアプログラムと保存書類ではない場合
- (三) 申請書類にあるソフトウェア名称または権利者の署名の不一致があり、かつ、証明書類を提出していない場合
- (四) 登録申請に係るソフトウェアに、権利帰属の争いがある場合

第二十二条 中国著作権保護センターが申請人にその他登録資料の補正を要求する場合、申請人は、30日以内に補正をしなければならない。期限までに補正がされなかった場合、申請は取り下げられたものとみなす。

第二十三条 国家版權局は、下記の事情のうちの1つに基づいて、登録を取り消すことができる。

- (一) 最終的な司法判決
- (二) 著作権行政管理部門による行政処罰決定

第二十四条 中国著作権保護センターは、申請人の申請に基づいて登録を取り消す。

第二十五条 登録証書が紛失または損壊した場合には、再発行または交換を申請することができる。

第四章 ソフトウェア登録公告

第二十六条 本規則とは別に規定がある場合を除き、何人も、ソフトウェア登録公告を調べることができ、並びに、登録に関連する書類を公開することができる。

第二十七条 ソフトウェア登録公告の内容は以下のとおりである。

- (一) ソフトウェア著作権の登録
- (二) ソフトウェア著作権契約の登録事項
- (三) ソフトウェア登録の取り消し
- (四) その他の事項

中国・コンピュータソフトウェア著作権登録規則 2002/02

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いませんー

第五章 費用

第二十八条 ソフトウェア登録の申請あるいは規則のその他の事項につき、下記の費用を納付しなければならない。

- (一) ソフトウェア著作権登録費
- (二) ソフトウェア著作権契約登録費
- (三) 変更あるいは補充登録費
- (四) 登録証書費
- (五) 封止保管費
- (六) 例外寄託費
- (七) 調査費
- (八) 取消登録申請費
- (九) その他の納付必要費用

具体的な料金基準は、国家版權局が国务院価格主管部門と共同で規定し公布する。

第二十九条 申請人が自発的に申請を取り下げる場合及び登録機関が登録を承認しなかった場合でも、納付済みの費用は返還されない。

第三十条 本規則第二十八条の規定の各種費用は、郵便局または銀行の為替で支払うことができ、また、中国版權保護センターへ直接納付することもできる。

第六章 附則

第三十一条 本規則の規定において、中国版權保護センターが指定する各種期限は、第一日を算入しないで計算する。年あるいは月をもって期限を計算する場合、最後の月において相当する日を満了日とし、その月に相当する日がない場合には、その月の最後の日をもって満了日とする。満了日が法定の休日である場合には、その休日の後の最初の平日をもって満了日とする。

第三十二条 申請人が中国版權保護センターに各種書類を郵送する場合、郵便消印の日をもって提出日とする。封書の郵便消印が不鮮明である場合、申請人が証明を提出した場合を除き、受取日をもって提出日とする。中国版權保護センターが郵送する各種書類については、あて先が省都、自治区の都、及び直轄市である場合にはその書類を送付してから満15日を、その他の地区については満21日を、受取人がその書類を受け取った日と推定する。

第三十三条 申請人は、不可抗力あるいはその他の正当な理由に起因して、本規則の規定あるいは中国版權保護センターの指定する期限を徒過した場合、その障害がなくなつてから30日以内に、期限の延長を申請することができる。

第三十四条 本規則は国家版權局による責任の下、解釈及び補充修正される。

第三十五条 本規則は、発布の日から実施を開始する。